

## 平成 20 年度農薬吸入毒性評価手法確立調査部会 開催要領

平成 21 年 1 月 6 日  
部 会 決 定

### 1. 部会の目的

農薬の飛散リスクの評価・管理手法の開発に資するため、市街地での使用実績の多い農薬等をモデルとした吸入毒性試験を実施すること等により吸入毒性評価手法の確立を図ることとする。

### 2. 調査・検討事項

- (1) 農薬の吸入毒性及び吸入毒性評価手法に係る知見の調査・検討
- (2) 吸入毒性試験に係る試験計画の策定及び試験結果の評価・検証
- (3) モデル農薬等を対象とした、飛散リスク管理の目安となる気中濃度指針値の設定
- (4) その他農薬の吸入毒性評価手法の確立に必要な事項の検討

### 3. 部会の構成

部会は、農薬等の毒性及び毒性評価に係る学識経験者をもって構成する。

### 4. 部会の運営について

- (1) 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 部会長は、議長として、部会の議事を整理する。
- (3) 部会の議決は、出席した委員（下記 5 の規定により、議決に参加できない委員を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

### 5. 部会の審議にあたっての留意事項

- (1) 特定の物質に係る毒性試験結果の評価又は気中濃度指針値の設定に係る審議を行う場合にあっては、以下のアからエのいずれかの場合に該当する

ことが判明した委員は、その旨を部会長に申し出た上で、当該審議が行われている間は会議場から退室するものとする。ただし、当該委員の発言が特に必要であると部会長が判断した場合に限り、当該委員は出席し、意見を述べるができるが、議決には参加できない。

ア．当該物質を有効成分とする農薬に関し、農薬取締法に基づく農林水産大臣の登録を現に受け、又は申請中である者（以下、「登録保有者等」という。）である場合

イ．登録保有者等の役員等に就任していた、又は就任している場合

ウ．登録保有者等から研究費を受けている場合（ただし、所属する研究機関等に対して供与された研究費を間接的に受けている場合であって当該研究費の使用者を登録保有者等が指定していない場合等、登録保有者等との特別の利害関係を有しないと判断される場合を除く。）

エ．その他審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる、登録保有者等との特別の利害関係を有する場合

（２）特定の物質に係る毒性試験結果の評価又は気中濃度指針値の設定に係る審議を行う場合であって、当該物質の毒性試験結果報告書その他当該物質の毒性に係る資料（ただし、当該物質に限定しない一般的な物質の毒性に係る資料は除く。）を用いる場合にあっては、当該資料の作成者又は作成に協力した者であることが判明した委員は、その旨を部会長に申し出た上で、当該資料については発言することはできない。ただし、当該委員の発言が特に必要であると部会長が判断した場合に限り、当該委員は意見を述べるができる。

## 6. 部会の公開について

（１）部会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、率直な意見の交換が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とするものとする。

（２）部会の資料及び議事概要は、原則として環境省のホームページで公開する。